

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2 - 11 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1)～(22)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	月額	666 円	_____

新

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2 - 11 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1)～(22)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	月額	387 円	_____

附 則 (平成24年4月27日西相制第7号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年4月27日から実施し、平成24年4月1日に遡及して適用します。

(経過措置)

2 当社は、料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)2-11(その他の機能)の表中第23欄に規定する波長多重機能の料金について、平成22年度に適用した網使用料と次に掲げる平成22年度の実績によって算定した精算用料金との差額に、平成22年度の需要の実績値を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

区 分		単 位	料 金 額	備 考
波長多重機能	光局内スプリッタにおいて、専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	月額	388 円	_____